

令和2年4月から 被扶養者認定の要件に 「国内居住」が追加されました



●被扶養者認定における国内居住要件

2020年4月より、健康保険の被扶養者認定の要件に、国内居住要件が追加されました。被扶養者が国内に居住していない場合、2020年4月1日以降は、原則として被扶養者の認定はされません。

国内居住要件に関する
Q&A(厚生労働省) ▶



●国内居住要件の考え方

住民基本台帳に住民登録されているかどうか(住民票があるかどうか)で判断し、住民票が日本国内にある方は原則、国内居住要件を満たすものとされます。

※住民票が日本国内にあっても、海外で就労している等、明らかに日本での居住実態がない場合は、国内居住要件を満たさないと判断されます。

●国内居住要件の例外

外国に一時的に留学している学生等、海外居住であっても日本国内に生活の基礎があると認められる場合は、例外として国内居住要件を満たすこととされます。

●国内居住要件の例外として認められる事由と認定に必要な添付(確認)書類の例

例外として認められる事由	添付(確認)書類
1 外国において留学をする学生	査証(ビザ)、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
2 外国に赴任する被保険者に同行する方	査証(ビザ)、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
3 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に渡航する方	査証(ビザ)、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
4 被保険者の海外赴任期間に当該被保険者との身分関係が生じた方で、②と同等と認められる方	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
5 ①～④のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる方	個別に判断しますので健康保険組合へお問い合わせください。

※添付(確認)書類が外国語で作成されている場合は、その書類に翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付してください。

●国内居住者であっても、被扶養者と認められない場合

医療滞在ビザで来日した方、観光・保養を目的としたロングステイビザで来日した方については、国内居住であっても被扶養者として認定されません。

生活環境・新型コロナウイルス感染症

この春は 環境変化ストレスによる 心の疲れに注意

監修:特定非営利活動法人健康経営研究会理事長
労働衛生コンサルタント 岡田邦夫

就職や異動などで職場環境や生活環境が変わる春は、心の健康に注意が必要です。環境の変化は大きなストレスになるからです。さらにこの春は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行による環境の変化も、心の健康を脅かしています。自分は大丈夫と過信せず、心の疲労回復に努めましょう。



詳しくはWEBで▶

